七　払込金額　三千二百五十一億八千三十万五千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十六年一月二十一日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+表面利率\times残存年数-\left(\frac{第十七号に規定する利回り+募入利回り}{100}\right)\times残存年数$$

（別表のとおり）

十二　利率　(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子　（別表のとおり）

十五　償還期限　額面金額百円につき百円

十六　償還金額　銘柄毎の基準利回は、平成二十六年一月十七日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十六年一月十七日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　日本銀行

十八　元利金支払場所　財務大臣から通知を受けた者

十九　入札参加者　平成二十六年一月二十一日

二十　払込期日　（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百十三回）	二・一％	平成四十一年九月二十日	四百八十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十一回）	一・九％	平成四十二年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十八回）	一・九％	平成四十三年六月二十日	六十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	百五十七億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	三十億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十一回）	一・七％	平成四十四年十二月二十日	五十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十四回）	一・五％	平成四十五年三月二十日	八十二億円
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	百七十億円
利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	三百五十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	百二十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	二百九十七億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	九十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	二百五十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	三百五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	二百六十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	百五十二億円
利付国庫債券（四十年）（第四回）	二・二％	平成六十三年三月二十日	三十四億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	四十億円

○財務省告示第四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十二回、第四十三回、第四十四回、第四十七回、第六十二回、第六十六回、第六十九回及び第七十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条